

長 介 第 417 号
平成 29 年 7 月 14 日

地域密着型サービス事業所の管理者 様

長岡市福祉保健部介護保険課長

水害・土砂災害に係る要配慮者利用施設における避難計画等について（通知）

日ごろから、長岡市の介護保険事業に御理解と御協力いただき、厚くお礼申し上げます。
水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に係る法律（以下「水防法等」）が改正されたことに伴い、市町村地域防災計画に定められた洪水浸水想定区域内等又は土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設（以下「区域内の要配慮者利用施設」）の所有者又は管理者に対し、避難確保計画の作成等が義務づけられました。

つきましては、下記を御確認いただき、対応をお願いします。

記

- 1 区域内の要配慮者施設では、対象となる施設あての「長岡市危機管理防災本部危機管理防災担当課長通知（平成 29 年 6 月 30 日付け長防第 40 号）」のとおり、水防法等に基づき、避難確保計画の作成、作成した計画の長岡市への報告、避難確保計画に基づく訓練の実施の義務等が発生しますので適切に対応してください。
- 2 今後、毎年度末頃に当課から避難確保計画の作成及び避難訓練の実施状況について照会を行う予定としておりますので、御承知置きください。
- 3 国土交通省による改正に係るパンフレットと、国土交通省と厚生労働省の共同による「水害・土砂災害に係る要配慮者利用施設における避難計画点検マニュアル」を送付しますので参考にしてください。
- 4 区域内の要配慮者利用施設に該当しない施設等におかれましても、本内容を御理解の上、非常災害対策の見直し等を図るようお願いします。

担 当 ： 長岡市福祉保健部介護保険課
介護事業推進係 平野
電 話 ： 0258-39-2245
F A X ： 0258-39-2278
E-mail : kaigo@city.nagaoka.lg.jp